

平成29年10月24日
第12回企画調査会配布資料

国指定等文化財の 個別の保存活用計画について

- ・ 本資料は個別の文化財の保存活用計画の在り方について、共通的な事項にも留意しつつ、各類型それぞれの特性を踏まえて考え方を整理したもの

重要文化財建造物

1. 策定の目的や策定のねらい等

- ・重要文化財建造物の現状や課題を把握し保存・活用を図るために必要な事項を明確化
- ・所有者等が自主的に行うことのできる保存・活用の範囲等を明らかにする
- ・活用に当たり文化財としての価値を損なうことのないよう文化財保護のために守るべき事項を明確化
- ・これらに関する所有者等と都道府県及び市町村教育委員会・文化庁の間の合意形成

2. 策定主体と策定支援者の考え方

- ・所有者・管理団体が策定
国、地方公共団体（都道府県・市町村）が指導・助言
(所有者等の依頼に応じて市町村が策定を全面的に支援することも想定)

3. 計画期間の考え方

- ・概ね10年程度を想定して、個別の文化財ごとに設定
(計画期間を超える将来的にわたる方針も記載可。期間終了時には記載内容を見直し)

4. 計画記載事項（必ず記載すべきと考えられる共通的事項は＊印）

- ・文化財の基本情報と計画区域など計画の概要＊
- ・保存管理（保存管理の状況、保護方針、管理・修理計画など）＊
- ・環境保全（環境保全の基本方針など）＊
- ・防災（防災・防犯・耐震対策など）＊
- ・活用（公開活用の基本方針・基本計画など）＊
- ・文化財保護に係る諸手続き＊

5. 国の認定の必要性・計画認定による制度上の効果

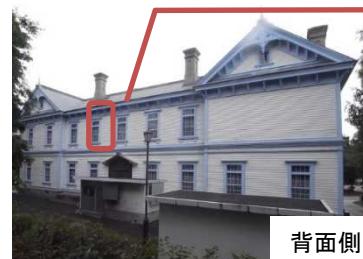
- ・活用に備えた修理などといった計画が含まれる場合には現状変更の許可が必要な行為に該当する可能性もあることや、その内容の適切性を文化庁としても確認する観点からも、国の認定は必須
- ・計画の認定プロセスにおいて国が内容を確認することから、認定計画に記載された事項については、その後の諸手続きの弾力化が可能ではないか。これにより計画の実効性も向上し、円滑な保存・活用にも資する。
- ・具体的には、計画において記載された現状変更等の行為について、国が内容を確認して計画を認定した場合、当該行為の許可手続きについては、別個に許可申請を要するものとせず届出に代えることが考えられる
(計画上に記載される行為の具体性に応じて、事前の届出を求めるものと事後届出で良いとするものとの2パターンを想定)
- ・また、所有者による修理について国庫補助事業等を除き、個別に事前の届出を求めているが、その内容は保存活用計画上も記載されることが考えられるため、手続き上の整理は改めて検討

計画認定による制度上の効果のイメージ【重要文化財建造物】

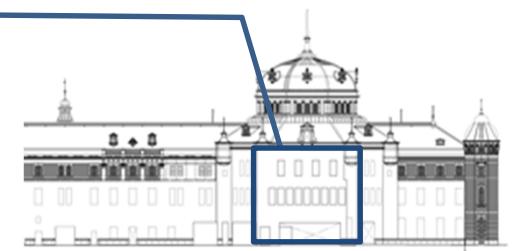
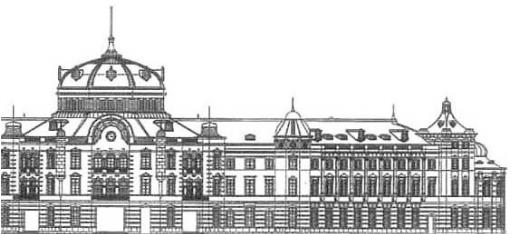


① エレベーターを設置するため、壁等の一部撤去（設計図までできている）

② 一部区画について、今ある壁を将来撤去または移設する可能性がある（詳細は未定）



【参考】
土地その他の物件の現状変更許可の権限は中核市（現行制度）



※例示のための図面であり、実際の計画とは異なる

図面提供：東日本旅客鉄道株式会社

計画において現状変更等の具体的行為を記載し計画が認定された場合

① 予め現状変更等の内容を計画に記載し、計画の認定を受ければ、その後の手続きは許可ではなく届出に代える

具體例

保存活用計画で、エレベータ設置のため一部スラブや壁を撤去する旨と具体的な内容を記載
<計画とは別に添付書類も必要とする>
● 設計仕様書及び設計図（基本設計図書）
● 写真・見取り図
● 所有者等の承諾書

② 文化財の本質的価値に支障のない範囲であれば、将来的に現状変更等が起こりうることが予定されている場合、想定される行為と範囲を記載し、計画の認定を受ければ、その範囲については許可ではなく事前届出に代える

具體例

近代建築を商業施設として利用することを予定しており受付のカウンターを撤去する予定である旨を記載
● 計画において当該範囲が文化財の本質的価値の中でのような位置づけにあるのかや、将来予想される行為の内容を明確化することが必要

史跡名勝天然記念物

1. 策定の目的や策定のねらい等

管理団体、所有者その他の文化財保護行政に関わる利害関係者が国指定等文化財の保存及び活用に組織的に取り組むための共通事項を明示し、その保存や整備に関する将来的な方針を明らかにする

2. 策定主体と策定支援者の考え方

管理団体、所有者が策定主体

- ・策定主体が市町村以外の所有者の場合は、国・地方公共団体（都道府県・市町村）が策定支援
- ・策定主体が市町村の場合は、国・都道府県が策定支援
所有者がいない若しくは地域の定めのない国指定等文化財（野生動物等）は計画を策定しないことも許容

3. 計画期間の考え方

- ・概ね5年程度を想定して、個別の文化財ごとに設定
(計画期間を超える将来的にわたる方針も記載可。期間終了時には記載内容を見直し)

4. 計画記載事項（必ず記載すべき共通事項は＊印）

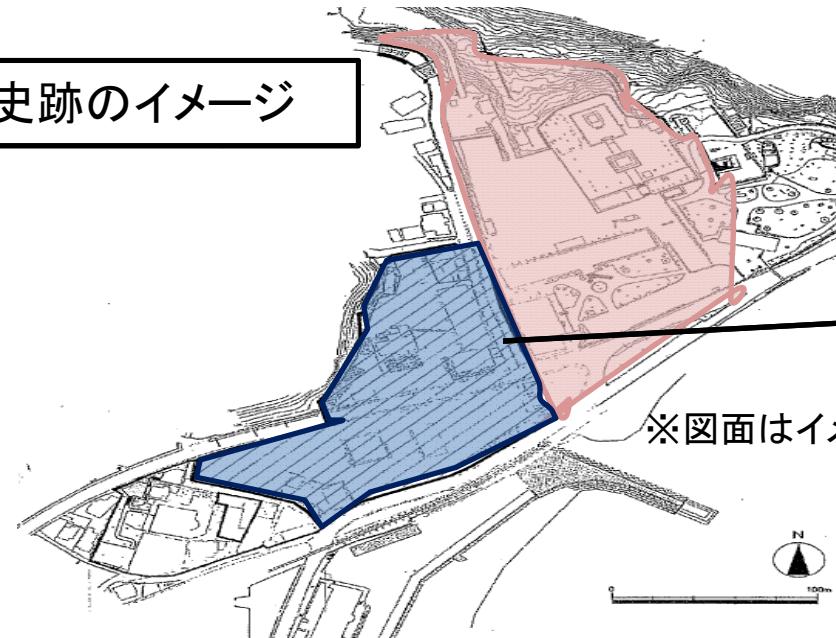
- ・文化財の基本情報＊
- ・文化財の保存管理活用の状況＊
- ・保存管理活用の基本方針＊
- ・整備方針
- ・文化財保護に係る諸手続き（現状変更等の考え方及びその適用区域等）＊
- ・史跡、名勝又は天然記念物の運営の体制＊

5. 国の認定の必要性・計画認定による制度上の効果

- ・計画の中には現状変更の許可が必要な行為に該当する可能性もあることや、その内容の適切性を文化庁としても確認する観点からも、国の認定は必須
- ・計画の認定プロセスにおいて国が内容を確認することから、認定計画に記載された事項については、その後の諸手続きの弾力化が可能ではないか。これにより計画の実効性も向上し、円滑な保存・活用にも資する
- ・具体的には、
 - ① 史跡名勝天然記念物については、現状変更等の行為及びその適用区域が計画上で特定され、国が内容を確認して計画を認定した場合は、当該行為が行われる際に改めて文化庁へ許可申請するのではなく、都道府県又は市町村が許可することができることとする（この際、計画認定に権限移譲が関係することとなるため、計画策定主体が地方公共団体でない場合、事前に意見を聴取する手順を入れることが必要）。
 - ② 天然記念物については、動物の一時捕獲や、植物・地質鉱物の採取などが現状変更に当たるが、当該行為を行う区域、実施主体、期間及び頻度が計画上で特定され、国が内容を確認して計画を認定した場合、別個に許可申請を要するものとせず届出に代える。

計画認定による制度上の効果のイメージ【史跡及び名勝】

史跡のイメージ



計画において将来現状変更等が行われる具体的な行為と区域を特定

計画の中で将来、現状変更等が行われる具体的な**行為と区域が特定**され、当該計画が国の認定を受けた場合、**当該行為に関する現状変更等の許可権限を当該文化財の所在する都道府県または市町村に移譲**

ただし計画策定主体が地方公共団体でない場合、事前の意見聴取等の手順を入れることが必要

具 体 例

【背景】記念物は指定地域が広範囲で、市街地、山林、農地等さまざまな土地であり、多くの場合現に生活・産業活動が行われている
→ 軽微なものから重大なものまで多様な現状変更等の行為が多く発生しうる分野

保存活用計画で現状変更等の**行為と区域**をあらかじめ特定して記載



個別の史跡・名勝の状況に即した許可等の円滑化

保存活用計画に自然的名勝の指定区域内の道路上における交通標識等の設置について記載（設置を予定する具体的な場所も特定）

- <文化庁が認定に当たって確認を要する主な事項>
- 指定文化財に与える影響が軽微であること
 - 行為の実施主体、行為の行われる場所、行為の態様、行為の及ぶ範囲・期間が明確であって、行為が特定可能（ある程度定型的なもの）であること等

※現行法令では、重大な現状変更等を除き、どの史跡名勝天然記念物にも共通してあり得る定型的な現状変更等の行為を限定列挙し、都道府県または市の教育委員会に関係事務を権限移譲している。このほか、個別の史跡名勝天然記念物について、管理計画の策定を前提に、文化庁長官が指定する一部の区域内での現状変更等の許可等の関係事務を権限移譲している。

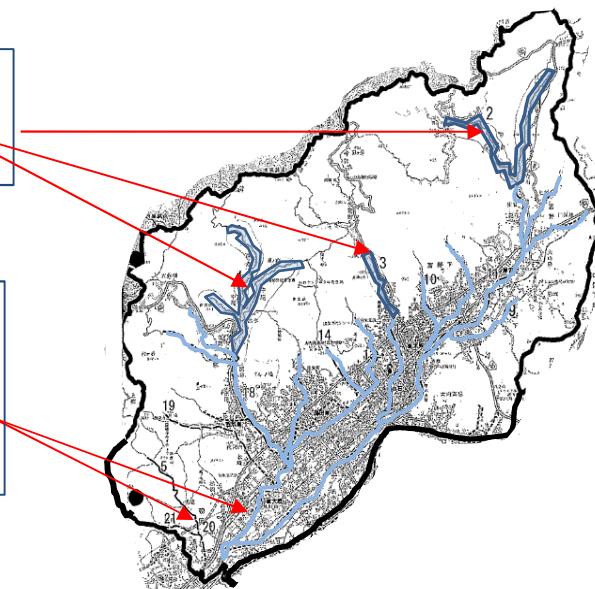
計画認定による制度上の効果のイメージ【天然記念物】

天然記念物のイメージ

指定区域の現状に物理的・作為的変更を加える行為は現状変更に当たる
→河川等に生息する動物等の天然記念物に対する物理的な変更行為(移動、捕獲、飼育等)や、生息地周辺の工事等には都度許可が必要

生息域のうち特に重要な場所における現状変更等は、原則行わない

文化財としての価値を減じることなく行われる現状変更等は、あらかじめ計画に記載し国の認定を経た場合は手続きを弾力化



計画において将来現状変更等が行われる具体的な行為と区域を特定

計画の中で将来、現状変更等が行われる具体的な行為と区域が特定され、当該計画が国の認定を受けた場合、

- ①当該行為に関する現状変更等の許可権限を当該文化財の所在する都道府県または市町村に移譲(策定主体が都道府県・市町村でない場合は事前に意見聴取の手順を入れることが必要)
- ②天然記念物の異動、捕獲、飼育等のうち文化財としての価値を減じることとはならないことが経験則上明らかな場合は計画の認定を持って許可申請は不要とし届出に代える

具
体
例

保存活用計画に保護増殖の結果として飼育・繁殖できた個体を教育上の必要性から一時捕獲することを記載

(行為の具体的な内容も特定)

- <文化庁が認定に当たって確認を要する主な事項>
- 指定文化財に与える影響が軽微であること
 - 行為の実施主体、行為の行われる場所、行為の態様、行為の及ぶ範囲・期間が明確であって、行為が特定可能(ある程度定型的なもの)であること等

※現行法令では、重大な現状変更等を除き、どの史跡名勝天然記念物にも共通してあり得る定型的な現状変更等の行為を限定列挙し、都道府県または市の教育委員会に関係事務を権限移譲している。このほか、個別の史跡名勝天然記念物について、管理計画の策定を前提に、文化庁長官が指定する一部の区域内での現状変更等の許可等の関係事務を権限移譲している。

重要無形文化財①芸能

1. 策定の目的や策定のねらい等

保存継承計画（仮称）を策定することによって、指定されている「わざ」の継承内容等や目標の再認識につなげるとともに、今後の保存継承のあり方を明らかにする。

2. 策定主体と策定支援者の考え方

- 各個認定保持者、総合認定の保持者の団体が策定主体
- 国・地方公共団体（都道府県、市区町村）が策定支援するほか、外部有識者等の指導・助言を得ることができるものとする

3. 計画期間の考え方

文化財の性質として「わざ」の指定及び保持者の認定という「人」に関わることを内容としていることから、おおむね5年程度を想定し、個別の文化財ごとに設定（ただし文化財の性質上、計画期間については柔軟に対応）

4. 計画記載事項（必ず記載すべき共通事項は＊印）

- 文化財の基本情報（名称、指定年月日、芸能内容（指定の趣旨・概要）、保持者（認定年月日、生年月日、住所、主要芸歴等）、保持者の団体（設立年月日、構成員名簿、所在地等）、その他）＊
- 活動実績＊
- 斯界の現状（実演家、公演、伝承者（プロ・素人弟子）、その他）＊
- 斯界の現状分析を踏まえた保存継承計画（伝承者養成、研修発表会、資料の収集整理、原材料・用具の確保、普及教育活動（広く一般への技術の普及教育活動）、その他）＊

5. 国の認定の必要性

- 内容について文化庁としても確認し共有する観点から、国が関与する仕組みは必要

重要無形文化財②工芸技術

1. 策定の目的や策定のねらい等

保存継承計画（仮称）を策定することによって、指定されている「わざ」の継承内容等や目標の再認識につなげるとともに、今後の保存継承の目標を明らかにする。

2. 策定主体と策定支援者の考え方

- 各個認定保持者又は保持団体・地方公共団体（都道府県、市区町村）が策定主体
- 国・地方公共団体（都道府県、市区町村）が策定支援するほか、外部有識者等の指導・助言を得ることができるものとする

3. 計画期間の考え方

文化財の性質、「わざ」の指定及び各個認定保持者又は保持団体という「人」に関わることを内容としていることから、5年以上を想定し、個別の文化財ごとに設定（ただし文化財の性質上、計画期間については柔軟に対応）

4. 計画記載事項（必ず記載すべき共通事項は＊印）

- 文化財の基本情報（名称、指定年月日、技術内容（指定の趣旨・概要）、保持者（認定年月日、生年月日、住所等）、保持団体（認定年月日、構成員名簿、所在地等）、その他）＊
- 活動実績＊
- 伝承状況等＊
- 保存継承計画（伝承者養成、研修成果発表、資料の収集整理、原材料・用具の確保、普及教育活動（広く一般への技術の普及教育活動）、その他）＊

5. 国の認定の必要性

- 内容について文化庁としても確認し共有する観点から、国が関与する仕組みは必要

重要有形民俗文化財

1. 策定の目的や策定のねらい等

保存活用計画（仮称）を策定することによって、指定されている物件の保存目的等の再認識につなげるとともに、今後あるべき保存活用のあり方を明らかにする。

2. 策定主体と策定支援者の考え方

- ・所有者・管理団体が策定主体だが地方公共団体（都道府県・市区町村）の主体的関与も必要
- ・国・地方公共団体が策定支援するほか、外部有識者等の指導・助言を得るものとする

3. 計画期間の考え方

文化財の性質として、指定された時点での状況を維持し伝承していくことが前提となっているが、市町村や都道府県などの地方公共団体が常に状況を把握し関与する姿勢を保つことが必要と思われるところから、おおむね5年程度を想定し、個別の文化財ごとに設定

4. 計画記載事項（必ず記載すべき共通事項は＊印）

- ・文化財の基本情報（名称、指定年月日、所在地、所有者（管理団体）、指定の趣旨・概要、調査歴（文字記録・映像記録）、修理歴、公開歴、その他）＊
- ・地方公共団体の関係部署についての基本情報（部署名、担当者数、保存継承に係る事業メニュー・実績、その他）＊
- ・所有者の現状（管理団体、指定管理者、その他）＊
- ・現在の保存状況（保管場所、保存環境、その他）＊
- ・現在の保存状況の分析を踏まえた保存活用計画（修理・修復、保存環境の整備・維持、展示・公開・貸出、代替化（複製品の作成）、防災・防犯、教育活用、普及・啓発・発信（伝承教室、講座の開催等）、移管・所有者変更、地域活性化等に供する利活用、その他）＊

5. 国の認定の必要性・計画認定による制度上の効果

- ・内容について文化庁としても確認し共有する観点から、国の認定が必要
- ・計画認定後は、その計画の範囲内であれば現状変更等についての手続は事後届出で可とする

重要無形民俗文化財

1. 策定の目的や策定のねらい等

保存継承計画（仮称）を策定することによって、指定されている物件の内容・保存維持目的等の再認識につなげるとともに、今後の保存継承のあり方を明らかにする。

2. 策定主体と策定支援者の考え方

- ・保護団体並びに地方公共団体（都道府県・市区町村）が策定主体
- ・計画策定に当たっては、外部有識者等の指導・助言を得るものとする

3. 計画期間の考え方

文化財の性質として、指定された時点での状況を維持し伝承していくことが前提となっているが、市町村や都道府県などの地方公共団体が常に状況を把握し関与する姿勢を保つことが必要と思われることから、おおむね5年程度を想定し、個別の文化財ごとに設定（文化財の性質上、計画期間については柔軟に対応）。

4. 計画記載事項（必ず記載すべき共通事項は＊印）

- ・文化財の基本情報（名称、指定年月日、伝承地、保護団体、公開日、指定時の状況、調査歴（文字記録・映像記録）用具の修理・新調歴、通常外公開歴、その他）＊
- ・地方公共団体の関係部署についての基本情報（部署名、担当者数、保護継承に係る事業メニュー・実績、その他）＊
- ・保護団体の現状（組織概要（設置目的）、規約、構成員名簿、主な資金調達の方法、その他）＊
- ・現在の伝承状況＊
- ・現在の伝承状況の分析を踏まえた保存継承計画（人材確保・養成、用具等の修理・新調・代替化、舞台等施設の維持・修理、防災・防犯・警備、現地公開、現地公開以外の公開機会の確保、普及・啓発・発信、地域支援・法人化整備等の仕組みづくり、教育活用、再調査・再記録、地域活性化等に供する利活用、その他）＊

5. 国の認定の必要性

- ・内容について文化庁としても確認し共有する観点から、国が関与する仕組みは必要

登録文化財，重要伝統的建造物群保存地区，重要文化的景観の取扱い

1. 登録文化財について

策定のねらい・目的や策定主体と策定支援者の考え方，計画期間や記載事項等については，指定文化財の検討内容と基本的には同様の考え方で整理が可能。登録文化財はより緩やかな制度であるが，計画策定と認定により，届出を要する事項などに関して諸手続きの合理化を図ることなどが考えられる。

2. 重要伝統的建造物群保存地区について

市町村が，都市計画決定ないしは条例によって，伝統的建造物群保存地区を定め，現状変更の規制など保存のための措置も条例により定める。そのうち我が国にとって特に価値の高いものについて，市町村の申し出に基づいて，国が「重要伝統的建造物群保存地区」に選定する仕組み。

計画策定に関しては，選定の申し出の必要書類として保存計画の提出を求めている。保存計画も含めて申し出時の必要書類を確認して国が選定する仕組みであり，今回の他の類型が設けようとしている仕組みとは計画策定のフェーズや趣旨が異なる。

ただし，計画の名称について，現行制度では「保存計画」とされているものの，実際は保存と活用を表裏一体的に捉え，バランス良く記載されている例が多いことから，他の類型で制度化することにあわせて計画の名称を「保存活用計画」とすることも論点としては考えられ，今後検討。

3. 重要文化的景観について

都道府県又は市町村が，文化的景観を含む形で景観法に基づく景観計画区域又は景観地区を設定し，保存のために必要な規制を定める条例を制定するなど必要な措置を講じる。そのうち特に重要なものについて，都道府県又は市町村の申し出に基づいて，国が「重要文化的景観」に選定する仕組み。

計画策定に関しては，選定の申し出時に「文化的景観保存計画」が必要であるなど，おおむね，重要伝統的建造物群保存地区と同様の仕組み。計画の名称についても同様，今後検討。